

## 凡 例

- 1 この調は、今後の地方税制の構築に向け、道府県税の課税状況の把握・検証を行うことを目的として行ったものである。
- 2 この調は、令和3年6月9日付け総税都第33号をもって各都道府県に照会し、その報告に基づき総務省自治税務局都道府県税課において集計したものである。
- 3 この調は、短期間にまとめたものであり、精査の結果若干の異動を生ずることがある。